

平成24年12月14日

奨学金制度の概要について

1. 奨学金事業に関する法令
2. 奨学金の種類
3. 貸与月額と貸与期間(第一種)
4. 貸与月額と貸与期間(第二種)
5. 奨学金事業予算の現状
6. 奨学金事業予算の推移
7. 奨学金申込の流れ
8. 採用から貸与終了までの概要
9. 機関保証制度について1
10. 機関保証制度について2
11. 機関保証制度への加入について
12. 保証料の目安
13. 機関保証加入者が延滞した場合

1 奨学金事業に関する法令

■ 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

▶ 日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

▶ 教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

▶ 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 奨学金の種類

■平成24年度における日本学生支援機構の奨学金は以下のとおり。

区 分		第一種奨学金(無利息)		第二種奨学金(利息付)
			(所得連動返還型)	
対象学種		大学・短大、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程	左のうち 大学院を除く学種	大学・短大、高等専門学校(4・5年生)、大学院、専修学校専門課程
貸与月額		学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額:64,000円、低い月額:30,000円	同左	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	同左	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安	300万円以下	1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法		卒業後20年以内	卒業後、一定額の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息		—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式と利率見直し方式の選択制(19年度～)
返還免除		死亡・心身障害による免除 業績免除(大学院のみ)	死亡・心身障害による免除	死亡・心身障害による免除

※平成24年度から、第一種奨学金(無利息)に「所得連動返還型無利息奨学金」制度が創設された。

3 貸与月額と貸与期間（第一種）

■第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

区 分		貸与月額(単位:円)					貸 与 期 間				
		国公立		私 立		自宅 自宅外	貸 与 始 期			貸 与 終 期	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外		予約	在学	緊急	予約・在学	緊急
大 学		45,000	51,000	54,000	64,000	30,000	4月	4月	入学月を限度に家計急変事由の発生月以降で奨学金が希望する月	卒業・修了予定年月まで	事由発生の年度末3月。ただし、貸与を受けるとともになお第一種奨学金を必要とし、願い出た場合は、翌年度末とし、修業年限を限度として延長できる。
短 期 大 学		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000	4月	4月			
高 専	1～3年次	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000	4月	4月			
	4・5年次	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000		4月			
専修学校専門課程		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000	4月	4月			
大 学 院	修士課程 専門職大学院	88,000				50,000	4月	4月			
	博士課程	122,000				80,000	4月	4月			
大学通信教育 夏季・冬季スクーリング		88,000					一面接授業期間				

※ 「自宅自宅外」月額は、国公立別及び通学別に関わらず選択することができる。

4 貸与月額と貸与期間（第二種）

■第二種奨学金は、奨学生が希望する貸与月額を選択する。

区 分	貸与月額	貸 与 期 間			
		貸 与 始 期			貸与終期
		予約	在学	応急	予約・在学・応急
高等専門学校(4・5年生)・大学・短期大学・専修学校 専門課程	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から奨学生が希望する額を選択	4月	4月～9月の間で奨学生が希望する月	入学月を限度に家計急変事由の発生月以降で奨学生が希望する月	卒業・修了 予定年月まで
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から奨学生が希望する額を選択	4月			

■上記貸与月額の外に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者については16万円を、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者については14万円を、法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については19万円又は22万円の貸与月額を選択することができる。

■入学年次に本人の希望により入学時特別増額貸与奨学金(10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から奨学生が希望する額を選択)を受けることができる。

■海外留学にも貸与している。

5 奨学金事業予算の現状

(1) 予算額

(単位: 億円)

区 分		平成24年度	平成25年度(要求)	比較増△減	
事業費合計 (A+B)		11,263	12,178	914	
第一種奨学金 (無利息)	事業費総額 (A)	2,767	3,029	262	
	財源	政府貸付金	796	908	112
		返還金等	1,972	2,121	150
第二種奨学金 (利息付)	事業費総額 (B)	8,496	9,148	652	
	財源	財政融資資金	8,383	8,726	343
		財投機関債	1,800	1,800	0
		借入金償還等 (返還金)	△ 1,687 (3,373)	△ 1,378 (3,730)	309 (357)
		[利子補給金]	[220]	[197]	[△ 23]

※平成24年度の返還金等には、平成23年度1次補正予算執行残見込額(2,288,017千円)を含む。

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

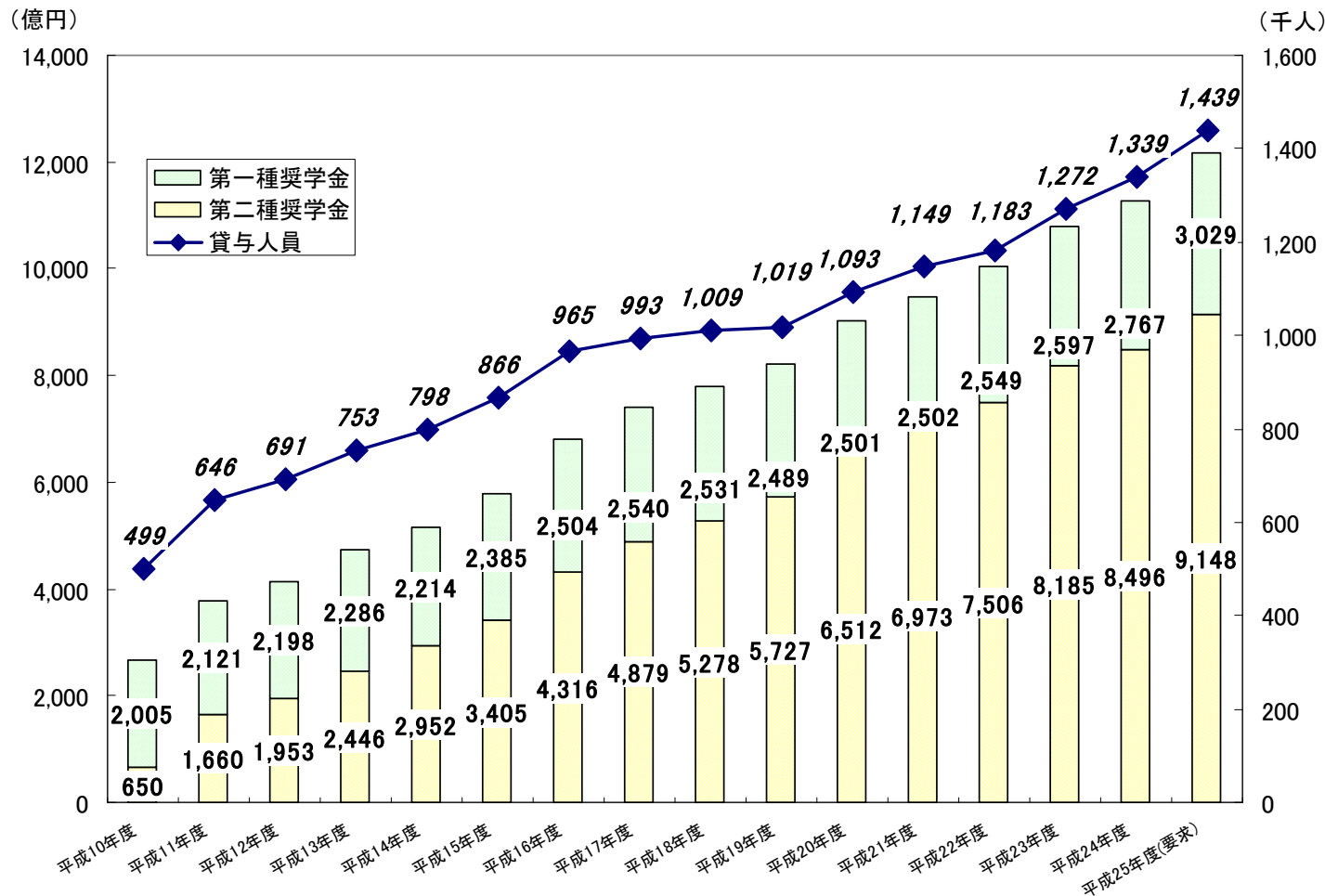
(2) 予算人員

(単位: 万人)

区 分	平成24年度	平成25年度(要求)	比較増△減
合計	133.9	143.9	9.9
第一種奨学金	38.3	41.9	3.6
第二種奨学金	95.6	101.9	6.3

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

6 奨学金事業予算の推移



学生数に対する貸与率(23年度)

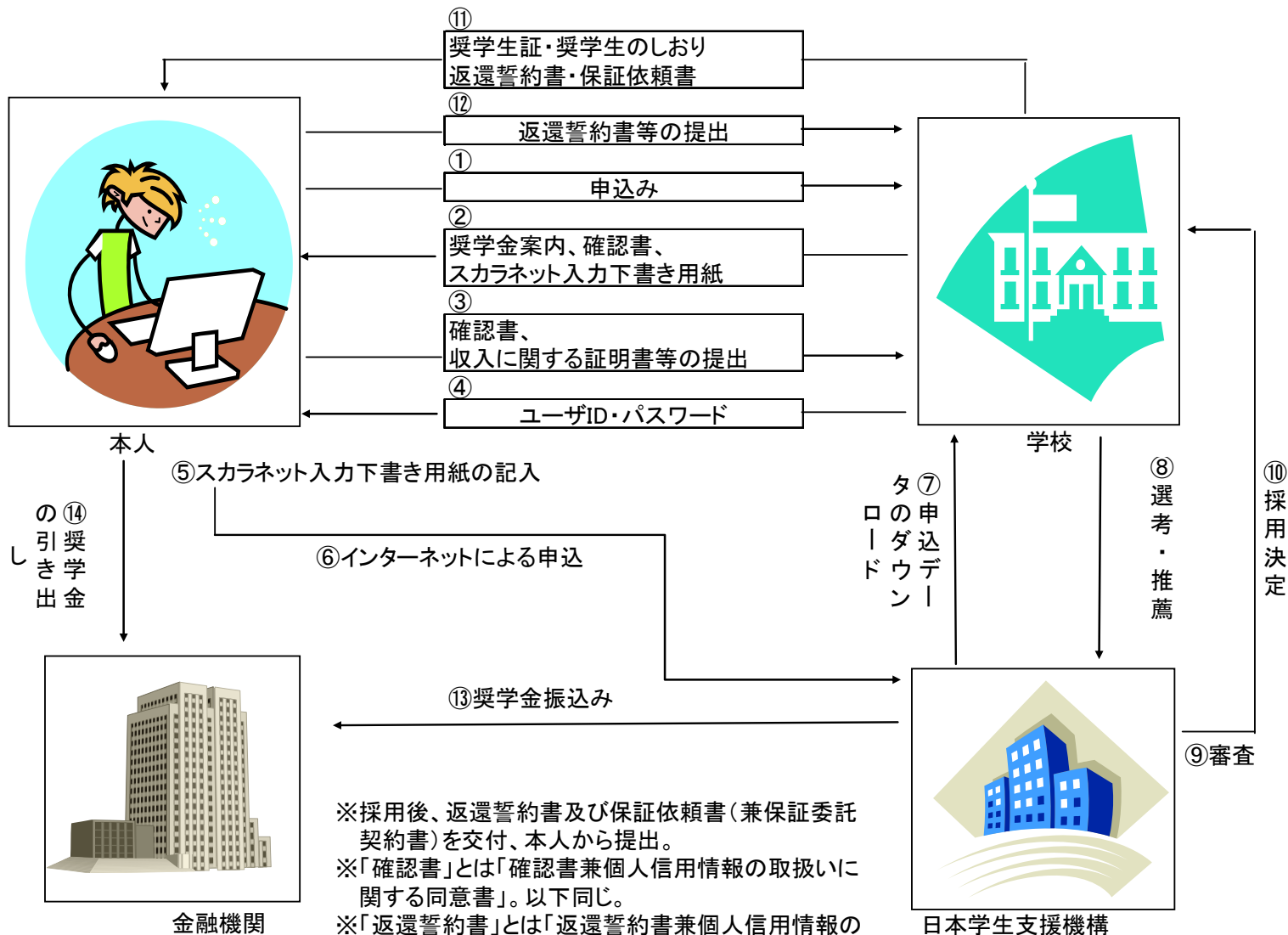
学 種	貸与率 (%)
大学	37.3
大学院	39.7
高等専門学校	12.3
専修学校 専門課程	34.0
計	36.6

(注) 貸与率は23年度貸与実績/23年度学生数(実員)

※1 上記は、日本学生支援機構(平成15年度以前は日本育英会)実施分のみであり、平成17年度より地方移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。

※2 上記は当初予算である。

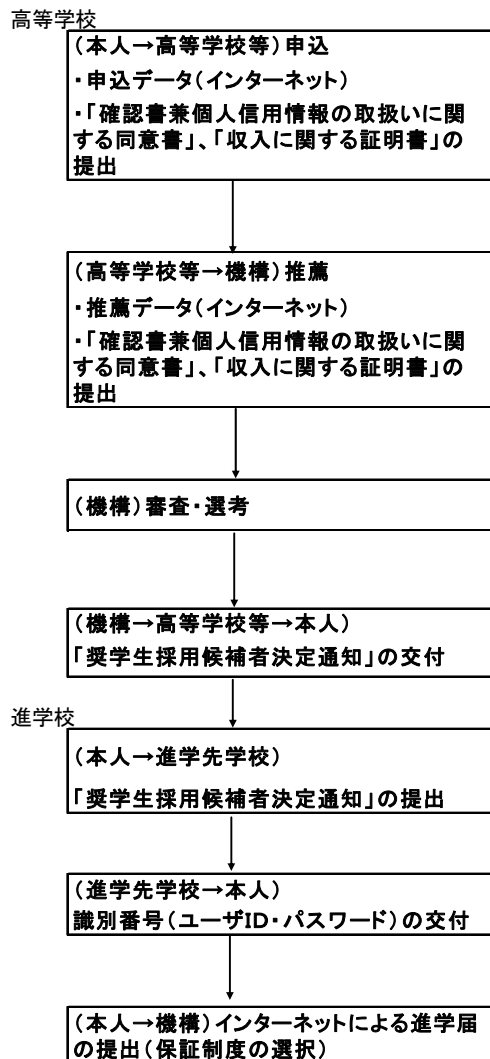
7 奨学金申込の流れ（平成22年度以降採用者）



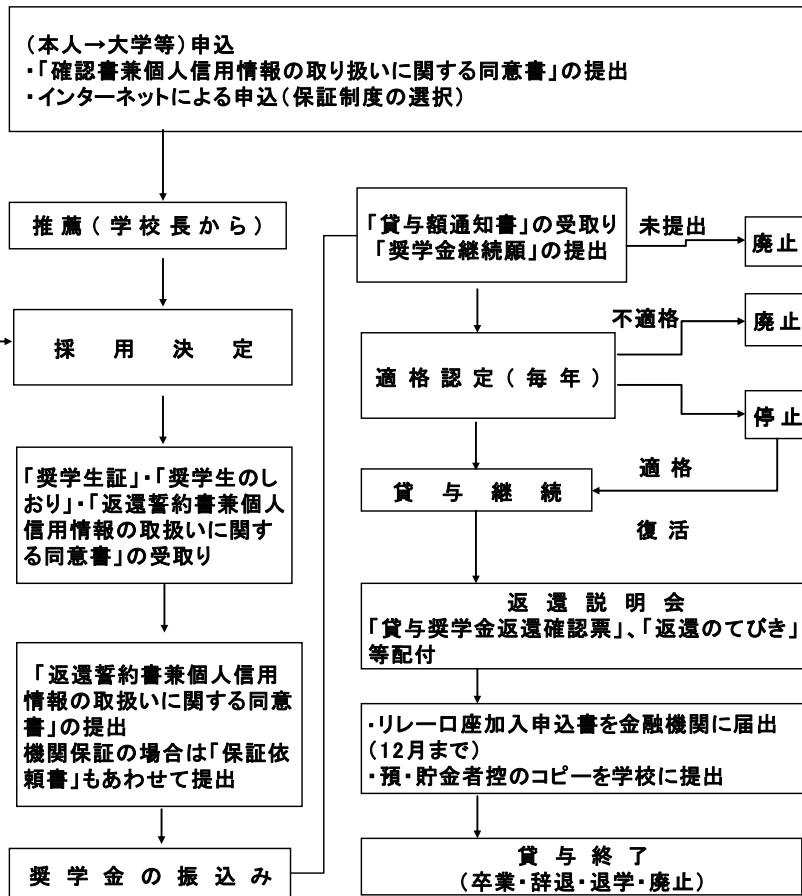
※採用後、返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)を交付、本人から提出。
 ※「確認書」とは「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」。以下同じ。
 ※「返還誓約書」とは「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」。以下同じ。

8 採用から貸与終了までの概要

【予約採用】



【在学採用】



23年度申込者(1年次)	415, 556人
23年度採用者(1年次)	407, 891人
23年度 適格認定対象者	914, 922人
廃止	10, 846人
停止	12, 187人

※平成22年度採用者から「返還誓約書兼個人情報取扱いに関する同意書」の提出時期を貸与終了時から採用時に早期化した。

1. 機関保証制度の対象者

- 本機構の設立に伴い、奨学金に係る保証の在り方を改善し、あわせて学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入された。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになった。

2. 保証業務の実施

- 機関保証業務は、公益財団法人日本国際教育支援協会が行なっている。

3. 保証料の水準

- 年率0.7%未満
(年率0.693%。貸与月額4万5,000円(無利子で48ヶ月貸与の場合)では保証料月額1,782円)

4. 保証料の支払い方法

- 原則、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額が差し引かれて奨学生の口座に振り込まれる。差し引かれた保証料は日本学生支援機構から日本国際教育支援協会に送金される。

5. 保証機関の審査

- 奨学金申込時に機関保証を希望した者の保証を拒否することはない。

6. 海外留学のための奨学金の保証

- 海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すこととされている。

7. 保証の履行及び履行範囲

- 奨学金返還の履行遅延の期間が1年に達したときに、機構からの請求に基づき履行。
- 奨学生の機構に対する債務のうち、未払いの元金、利息及び延滞金が保証範囲。

8. 代位弁済後における返還免除・猶予の取扱

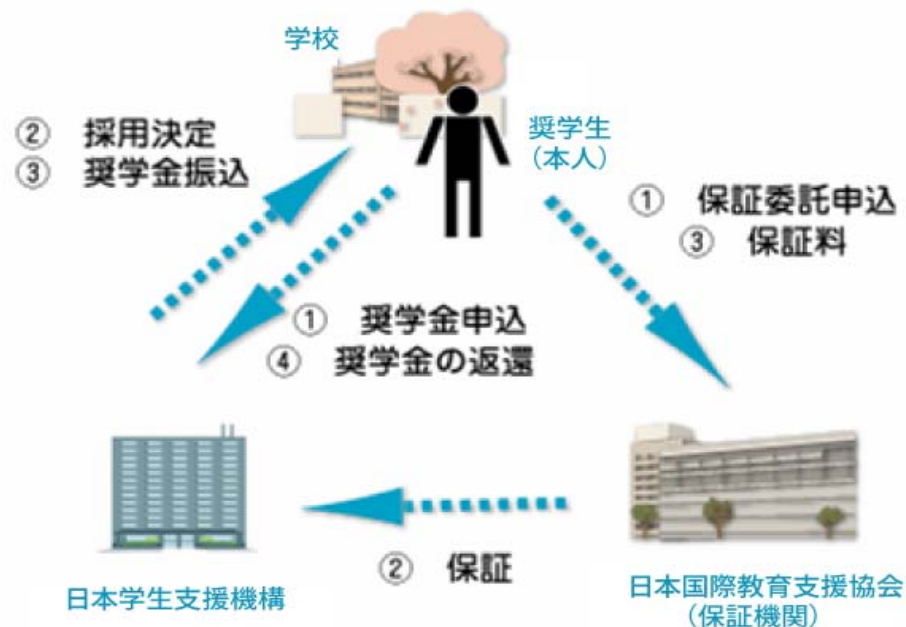
- 日本学生支援機構における返還免除・猶予と同様の取扱いとする。

9. 国の関与

- 保証の範囲、保証料率などの基本的事項については、国の認可事項である日本国際教育支援協会の業務方法書に規定することで、国が適切に監督する。

1 1 機関保証制度への加入について

- ① 学生が学校を通じて日本学生支援機構に奨学金を申込み。同時に日本国際教育支援協会に対して保証委託の申込みを行う。
- ② 日本学生支援機構が奨学生としての採用を決定し、日本国際教育支援協会が保証を開始する。
 - ・奨学生 ⇔ 日本学生支援機構 「奨学金貸与契約」
 - ・奨学生 ⇔ 日本国際教育支援協会 「保証委託契約」
 - ・日本学生支援機構 ⇔ 日本国際教育支援協会 「保証契約」
- ③ 日本学生支援機構は、貸与額から保証料を差し引き徴収し、差し引いた保証料は日本国際教育支援協会に送金する。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還を日本学生支援機構に対して行う。



機関保証加入債権数・割合

16年度	29,194債権	9.1%
17年度	60,332債権	17.3%
18年度	104,741債権	28.9%
19年度	137,876債権	35.1%
20年度	157,516債権	37.8%
21年度	173,753債権	39.5%
22年度	201,658債権	45.6%
23年度	219,266債権	46.4%

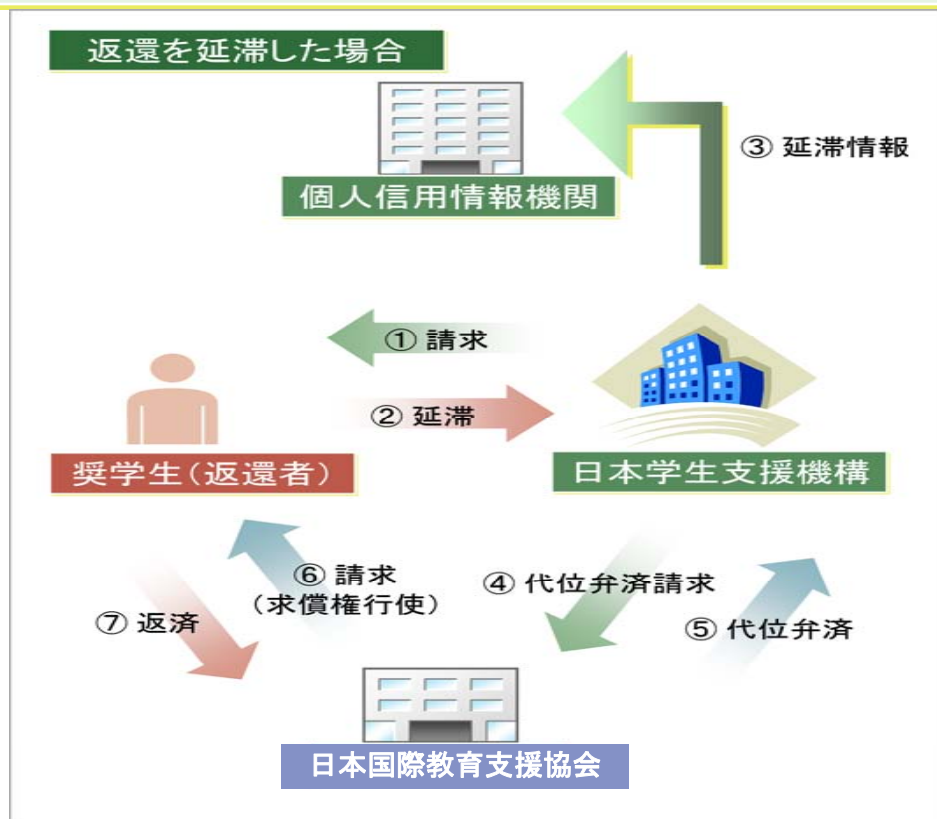
※割合は新規採用債権数に対する比率である。

1 2 保証料の目安額

区分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)		
第一種	専修 (<small>短大 専門</small>)	国・公立・私立・自宅・自宅外共通	30,000	24	828	
		国・公立	自宅	45,000	24	1,606
			自宅外	51,000	24	1,820
		私立	自宅	53,000	24	1,892
	自宅外		60,000	24	2,297	
	大学	国・公立・私立・自宅・自宅外共通	30,000	48	1,114	
		国・公立	自宅	45,000	48	1,782
			自宅外	51,000	48	2,143
		私立	自宅	54,000	48	2,269
	自宅外		64,000	48	3,137	
	大学院	修士・博士前期課程		50,000	24	1,785
				88,000	24	3,593
修士・博士後期課程			80,000	36	3,607	
			122,000	36	6,623	
第二種 (貸与利率3.0%のとき)	専修 (<small>短大 専門</small>)		30,000	24	863	
			50,000	24	1,884	
			80,000	24	3,247	
			100,000	24	4,630	
			120,000	24	5,893	
	大学		30,000	48	1,181	
			50,000	48	2,246	
			80,000	48	4,657	
			100,000	48	5,822	
	(大学院 (<small>修士</small>))		120,000	48	6,986	
			50,000	24	1,884	
			80,000	24	3,247	
			100,000	24	4,630	
	(大学院 (<small>博士</small>))		130,000	24	7,101	
			150,000	24	9,001	
			50,000	36	1,999	
		80,000	36	3,869		
	100,000	36	5,911			
	130,000	36	7,684			
	150,000	36	8,866			

1 3 機関保証制度加入者が延滞した場合

- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、日本学生支援機構からの請求に基づき、保証機関である日本国際教育支援協会は奨学生(返還者)に代わって日本学生支援機構に残った奨学金の額を、一括返済する。(代位弁済)
- 日本国際教育支援協会が返済した後、日本国際教育支援協会は奨学生(返還者)に、その返済分の請求を行う。(求償権行使)



代位弁済の件数・金額

17年度	3件	2,119千円
18年度	11件	7,455千円
19年度	24件	37,907千円
20年度	268件	349,470千円
21年度	1,929件	3,131,958千円
22年度	3,382件	5,794,963千円
23年度	3,899件	7,353,032千円